

## 令和3年農地賃借料について

令和3年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。なお、この金額はあくまでも昨年の実績です。

**実際に決められる際は、  
貸し手・借り手の双方でよく話し合いをして決定してください。**

締結（公告）された地域名	田の部			
	平均額	最高額	最低額	データ数
妻	11,200円	29,600円	6,500円	98
穂北	11,500円	28,200円	2,900円	120
三納	14,300円	21,000円	5,000円	54
都於郡	13,900円	31,000円	9,000円	89
三財	13,200円	30,000円	7,100円	81
東米良	—	—	—	—
参考 西都市全域	12,600円	31,000円	2,900円	442

締結（公告）された地域名	畑の部			
	平均額	最高額	最低額	データ数
妻	13,300円	15,000円	10,000円	12
穂北	10,800円	28,200円	2,300円	47
三納	14,000円	20,000円	7,000円	3
都於郡	22,600円	31,000円	10,000円	9
三財	11,700円	15,000円	7,100円	48
東米良	—	—	—	—
参考 西都市全域	12,400円	31,000円	2,300円	119

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※3 「参考 西都市全域」の平均額は、平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

※4 中間管理事業との賃貸借契約を算入しているため、令和2年よりデータ数が増加しています。

**ハウス施設については、貸し手・借り手の双方で  
よく話し合いをして決定してください。**